

議事6

バス再生分科会 協議調整見なし事項の新設について

割引率が他のバス事業者と同程度の定期乗車券の新設など軽微な事案について、迅速な対応を可能とすることを目的に、次の表のとおり要件を満たす場合は、調整が調っている事項としてあらかじめ定めるものである。

なお、利用者にとって不利益となりうる事項については、分科会への事後報告を必要とする。

バス再生分科会において協議が調っているとする  
見なし事項一覧(案)

平成21年 月 日議決

	区分		要件	分科会への対応
1	路線	軽微な変更	停車するバス停に変更がなく、かつ、運行時刻の変更を必要としないもの、又は、バス停の廃止に伴うもの。	事後報告
2	系統	軽微な変更	路線の変更に伴うもの、および系統の廃止とならないもの。	事後報告
3	便数	増	定員を超える乗車が見込まれる場合又は地域の要望に基づき乗車が見込まれる場合。	
		減	他の便に比して、乗車状況が極めて悪い場合。	事後報告
4	バス停	新設	地域の要望がある場合。	
		移設	地域の要望がある場合又は運行効率あるいは安全性の向上を目的とする場合。	
		廃止	乗降者が見込まれない場合。	事後報告
5	運行時刻	変更	乗り継ぎ交通機関との調整を図る必要がある場合。(マイタウン・バス相互調整も含む)	
6	定期券	新設	割引率が、他のバス交通機関と同程度以下であること。	
7	回数券	新設	割引率が、他のバス交通機関と同程度以下であること。	
8	臨時乗車券	新設	概ね期間が3ヵ月程度であり、かつ、割引率が過大とならないこと。	事後報告
9	臨時運行	新設	概ね運行期間が3ヵ月程度であり、かつ、既設の便に影響が無いこと。	事後報告

(補足) 上記表に該当しない事項は、全てバス再生分科会協議事項となる。